

長野県環境審議会議事録

日時 平成29年9月19日(火)
午後1時30分～3時25分

場所 長野県庁議会棟 404・405号会議室

司会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課総務係長の坪井武久でございます。よろしくお願いいたします。

始めに、先の人事異動で、特別委員に新たに国土交通省中部地方整備局企画部長の岩田美幸様のご就任されましたので、ご紹介申し上げます。なお、本日は環境調整官の山本昭弘様が代理でご出席でございます。

続きまして、委員のご出欠の状況でございますが、本日、都合によりまして、大和田順子委員、加々美貴代委員、北村智委員の3名の委員からご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

また、打越綾子委員が遅れて出席される予定です。

これによりまして、本日の審議会でございますが、委員数19名に対しまして、出席者15名で過半数のご出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、お手元にお配りした資料のご確認をお願いいたします。

本日の会議資料は、会議次第と委員出席名簿の他に、事前に送付してあります資料1～資料3でございますので、ご確認をお願いします。なお、資料2-2につきまして差替えの資料を、また、諏訪湖釜口水門付近の地形図を追加資料として机の上に置いてございます。

それでは、これから審議に移りたいと思います。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「第7期諏訪湖水質保全計画の策定について」の中間報告が1件、「平成29年度鳥獣保護区等の指定について」の答申が1件と、報告事項といたしまして、「第四次長野県環境基本計画の策定及び第6次長野県水環境保全総合計画の策定について」の状況報告が1件でございます。

平林議長	<p>議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名委員は、太田信子委員と織英子委員をお願いしたいと思います。</p>
沖野委員長	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>最初の審議事項ア「第7期諏訪湖水質保全計画の策定について」でございます。本件は、諏訪湖水質保全計画を策定するに当たり、水質汚濁防止法第21条の規定により当審議会に意見を聴かれているものであります。本年4月に諮問されまして、「諏訪湖水質保全計画策定専門委員会」において検討をいただいているところでございます。</p> <p>本日は、専門委員会の沖野委員長に出席いただいておりますので、現在の検討状況につきまして、ご説明をお願いいたします。</p> <p>ただ今ご紹介いただきました「第7期諏訪湖水質保全計画策定専門委員会」の委員長を務めております沖野でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>専門委員会における審議の状況について、資料1-1で説明いたします。</p> <p>まず、この専門委員会ですが、資料に記載のとおり9名の委員で、計画の内容などについて審議をしております。専門委員会はこれまでに2回開催されてはいますが、第1回は7月31日に開催し、諏訪湖の水質の状況やこれまでの水質保全施策の進捗状況について事務局から説明いただいた後、第7期計画の骨子素案について審議しました。審議の過程での委員からの意見の中で、主なものを4つほど紹介させていただきます。</p> <p>一つは、「生態系保全や湖内環境の改善に関する施策を加えていただきたい」。湖内環境は、今まではどちらかというと湖の陸側が主だったのですが、水の中まで含めて策定していただきたいという趣旨であります。</p> <p>2番目は、「諏訪湖創生ビジョンと湖沼計画の位置づけの整理が必要ではないか」。同時進行で「諏訪湖創生ビジョン」の計画が立</p>

てられておりますが、内容的には、第7期諏訪湖水質保全計画と重複してくるところもありますし、全体としてビジョンに水質保全計画を取り込んでいただくことになるわけですが、その二つの計画の整合性、位置づけをはっきりさせてほしいということでもあります。

3番目は、「計画期間中に行う計画の中を整理すると全体像が分かりやすくなるのではないか」。5年間の計画ですが、どこまでやるかというのをもう少し分かりやすくしてほしいという要望です。

最後の4番目は、「ヒシの除去方法や環境教育の具体的な施策を説明してほしい」というものでした。

これらの意見を参考に第7期の計画の素案を作成することとしました。

次に資料の2ページ目ですが、第2回の専門委員会を9月4日に開催しました。事務局からは、諏訪湖の水質の将来予測及び第7期計画の素案が示され、その内容について審議をしたところです。

委員からは、同じように4点ほど挙げますと、「水質予測シミュレーションによるCODの計算値が実測値とずれている原因を抽出し、できる限り近似になるようにしていただきたい」。窒素とりんについては比較の実測値と合っているのですが、CODについては若干バラツキがあります。その辺のところを修正したほうがよいのではないかとということです。

2番目に、「湖の中の環境改善を加えていただきたい」。先ほどお話ししましたように、湖岸の陸側についての環境計画は非常に緻密にされているのですが、水の中の問題がまだ解決していない。これも加えてやっていただきたいというものです。

3番目、「湧水調査や沈水植物などの調査研究を追加してはどうか」。湧水があるわけですが、比較的、諏訪湖の場合には湧水で涵養される部分が少ないとされています。人工的に手が加わってからということもあるかと思いますが、その辺の調査が行われていません。湧水によって湖の中にどのような状況で水が入っているか調査をしたほうがよいのではということです。それからヒシの問題。これは浮葉植物ですが、浮葉植物が減ってくると次に沈水植物が増えてまいります。沈水植物の研究も、これからどうするか調査・研究したほうがよいのではということです。

4番目、最後ですが、「ヒシの刈取量の目標を面積表記についても併記できないか」。現在は面積から換算して重量を算出しているところもありますが、全体としては重量表記になっているということで、一年間に何百トン刈り取ったというのが目標になっていますが、それがどのくらいの面積になっているか分かったほうが

よいということで、面積も表記してほしいという要望です。

これらの意見を参考に素案を一部見直しをしました。

お手元に配布した資料1-2が見直した素案となります。前回計画からの主な変更点は、第1章の「諏訪湖の水質保全対策の状況」に、「これまでの水質保全対策」と「水質の動向」を追加したということです。第2章は「諏訪湖の水質保全に関する方針」には、水質保全施策の方向性として、「水質保全対策の推進」「貧酸素対策の推進」「ヒシの大量繁茂対策の実施」を項目として挙げ、計画期間内に実施するそれぞれの方向性を記載しております。また、水質目標値として「透明度」を追加されました。第3章の「諏訪湖の水質保全に向けた取組」では、貧酸素対策の推進に係る施策を追加しました。素案につきましては、後ほど、事務局からご説明します。

専門委員会の今後のスケジュールですが、来年3月の計画の策定に向けまして、パブリックコメントや地域懇談会を実施し、いただいた意見などを参考に計画案を作成します。10月下旬に開催する第3回の専門委員会でそれらを含めて審議したのち、11月に開催予定の環境審議会に、答申案としてお出しする予定です。

私からの説明は以上ですが、引き続き計画の詳細について、事務局から説明をいたします。

中山水大気
環境課長

水大気環境課長の中山と申します。よろしくお願いたします。私の方から計画素案、それから前回のこの審議会で出された意見に対する内容についてご説明申し上げます。

まず、資料1-1の3ページをお願いします。前回諮問時にいただきました意見に対する対応でございます。6点ほど意見としていただいたものについてとりまとめてございます。

まず1番でございますが、7期計画、これは保全計画になっておりますが、短期的であるので、50年、100年先を見据えた諏訪湖を考えていただきたいということで、長期的な展望を持って計画を考えて欲しいという意見かと思っております。これにつきましては、現在諏訪湖創生ビジョンを作っております。資料1-2の7ページをご覧くださいと思います。下のほうに絵が書いてございます。諏訪湖創生ビジョンは、水質保全だけではなくて、生態系保全あるいは、湖水面活用・まちづくりといった観点を含めました総合的な諏訪湖に関する計画をとりまとめたビジョンということで作ることにしております。長期ビジョンということで、10年か20年先を見据えた望ましい姿をビジョンとして定めまして、それに基づいて、期間として5年間の計画を定めるものを作ろうと考えております。この諏訪湖創生ビジョンの中に、今回作っております第7期の計画が入ってくると、このような構図になってお

ります。また、資料1-1の3ページですが、こういった諏訪湖創生ビジョンにつきまして、第7期の長期ビジョンと同じものというかたちで湖沼計画を総合的に推進していきたいと考えております。

2番目でございますが、ヒシを放っておきますと沈水植物の種子、埋土種子の発芽が悪くなってしまいますので、早めにヒシを刈り取ったほうがいいのではないかと考えております。これにつきましては、今までは水質保全という形の中で刈取船によってヒシの刈り取りを行ってまいりましたが、その他に発芽直後のヒシの除去など、ヒシの繁茂を抑制する方法について、この計画の中でも検討していきたいと考えております。

3番、4番ですが、シジミの関係です。シジミが復活することは、非常にいいことだろうということでございますが、しっかりと調査研究、モニタリングを実施したほうがいいたらうというご意見でございます。これにつきましては、覆砂場所におきまして、シジミが見られたということもございまして、水質浄化効果あるいは生態系に及ぼす影響などについて、調査を今後引き続き進めてまいりたいと考えております。

5番目ですけれども、非特定汚染源対策という中で環境保全という観点から、土を大事にしていくんだというようなことを住民の方に考えてもらえばいいのではないかと考えております。これにつきましては、普及啓発の中で、水質保全につながります情報を含めまして、県のホームページや各種会議などで情報提供を行うようにいたしまして、環境保全意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

6番目でございますけれども、ヒシの繁茂面積、繁茂可能範囲、概ね3メートルより浅いところかと思いますが、8割ぐらいを占めているのではないかと、既にデッドラインではないかというお話でございます。これにつきましては、ヒシの繁茂状況あるいは沈水植物の分布状況、あるいは水生植物の適正管理の手法などに関しまして、植生に関する調査を行うこととしていきたいと考えております。前回の意見に対する対応は以上でございます。

続きまして、資料1-2に戻りまして、計画素案についてご説明を申し上げます。

まず1ページでございますが、第1章として、諏訪湖水質保全対策の状況でございます。1番の計画の策定でございますが、昭和62年度以来、6期30年にわたって水質保全計画を策定してまいりました。これらの取組の結果、近年におきましては、全りんが環境基準値を下回る年も見られ、諏訪湖の湖心の透明度が向上するなど水質は改善傾向にございます。しかしながら、CODや全窒素は環境基準を達成していないという状況が続いております。

し、ヒシの大量繁茂、また昨年7月にはワカサギの大量死が発生するなど、様々な課題も生じてきております。このような状況を踏まえまして、引き続き水質保全対策を進めますとともに、貧酸素対策やヒシの大量繁茂対策、生態系の保全など、総合的、計画的な各施策を推進することを目的に、この第7期計画を策定することといたしました。

2番のこれまでの水質保全対策でございますが、昭和30年代の後半には水質の汚濁が進みまして、大量のアオコが発生するようになりました。それに対しまして、諏訪湖流域下水道の事業に着手したり、あるいは浚渫事業を行ってまいりました。これらの事業に加えまして、排水基準の強化や生活系、事業場排水の汚濁負荷量の削減、さらに2ページにまいりまして、農地、山林、市街地といった面的からの汚濁負荷削減の対策を進めてきたところでございます。

図-1にございますように、諏訪湖に流入する汚濁負荷量の推移につきましては、年々減少傾向でございますが、面源からの負荷が多いという状況でございます。図-2につきましては、諏訪湖の水質年表ということで、水質の変化、下水道の整備率の変化、各年代における対策について一覧にしたものでございます。

3ページの水質の動向でございますが、これは、COD、全窒素、全りんといったところを示してございます。諏訪湖では3地点で測定をしておりますが、その中の最高値の変化を示したものでございますが、COD、全窒素につきましては、計画目標値を達成していない状況でございます。これについては、基準超過をしていこうという状況でございます。4ページでございます。湖心の透明度の経年変化ですが、年々透明度については良くなってきているという状況でございます。

5ページの第2章でございますが、長期ビジョンは空欄になっておりますが、これは先程ご説明させていただきましたとおり、諏訪湖創生ビジョンの長期ビジョンを現在策定しているところで、そのビジョンをここに掲載することといたしております。

2の計画期間は、平成29年度から5年間といたします。

3の7期計画での方向性でございますが、3点ほどあげてございます。一つは、(1)として水質保全対策の推進。これは従来行ってきました水質保全対策を引き続き実施をするということですが、新たに分かりやすい指標として透明度を定めることとしました。次に(2)の貧酸素対策の推進でございますが、これにつきましては、貧酸素水塊の挙動などに対する調査研究を行いますとともに、特定域でございますが、沿岸域につきましては、効果的にヒシの繁茂を抑制する方法等について検討していきたいと。それから、一部覆砂をすることによりまして、その効果について調

査研究や、重点的に貧酸素を解消するエリアを設定して対策を進めていきたいということでございます。(3)のヒシの大量繁茂対策の実施でございますが、水草刈取船によるヒシの刈り取りを継続するとともに、県、市町村、関係団体におきまして、水草刈取船が入れない浅瀬あるいは流入河川に繁茂したヒシの刈り取りを行ってまいりたいと思っております。

4として計画期間内に達成すべき目標でございます。これはCOD、窒素、りんについて、従来設定をしてきたところでございます。CODと全窒素につきましては、まだ環境基準を達成していないということで、ここの一覧表にございます目標値として、COD75%値で4.8 (mg/L)、全窒素で0.65 (mg/L) という数値を掲げております。全りんは現在環境基準を達成しておりますので、現状を維持するということでございます。この設定の考え方でございますが、下の囲みをご覧くださいと思います。水質予測モデルを用いまして計算した水質予測値、これが上の表の参考値のところでございますが、この数字が第6期の湖沼計画の水質目標値、CODですと4.8 (mg/L)、全窒素で0.65 (mg/L)、これを上回ってしまうシミュレーション結果になりました。また、現況におきましても、第6期の目標を達成されていないということから、第6期の目標を継続して掲げるというかたちにしたものでございます。7ページにおきましては、新たな目標値としまして、透明度1.3メートル以上というものを掲げました。

5の目標と対策、長期ビジョンをつなぐ筋道ということでございますが、これは、先程見ていただきましたとおり、諏訪湖創生ビジョンに掲げる長期ビジョンを達成するために、第7期の計画を進めていくというものでございます。

次に8ページでございます。第3章の諏訪湖水質保全に向けた取組ということで、これにつきましては、従来行っている対策がほとんどでございますが、例えば、1の(1)の生活排水対策の推進ということで、下水道あるいは浄化槽の整備を進めていくということでございます。(3)の湖沼対策といたしましては、浄化対策として水草の除去、その中の(ア)の水草刈取船につきましては、年510トン以上を目標として刈り取っていくということでございます。先ほどの意見にもございましたが、面積表記はできないということでございます。これにつきましては、ヒシの繁茂の濃淡がございますので、なかなか面積で表すことは非常に難しいこともございまして、量で510トンという目標とともにそれがどの位の面積になるかということを書きで記載をさせていただきました。

それから9ページにおきまして、(ウ)でございますが、ヒシの繁茂抑制です。従来ヒシにつきましては水質浄化という中で刈り

取りをして湖外に出すということをメインにしてございましたが、繁茂抑制をするという意味から発芽直後のヒシの種子を除去するなど効果的な繁茂抑制方法についても検討していきたいと考えております。

それからイの覆砂でございますが、沿岸域の一部において覆砂を実施しまして、湖底からの窒素・リンの溶出を抑制するとともに、貧酸素化の抑制を図ってまいります。それから③で生物豊かな湖岸域の復元・創出ということでございます。これは現在策定中の「諏訪湖水辺整備基本計画」に基づきまして、湖岸域の整備等を行い、エゴの再生や多様な生物が生息できる空間の創出を目指してまいります。

それから（４）の流入河川等の対策におきましては、②、③にあります沈殿ピットによる栄養塩類を含む土砂の除去、あるいは植生水路による栄養塩類の除去を行ってまいります。

10ページでございます。水質保全のための規制その他の措置でございます。これにつきましては主に工場排水等の排水規制がメインになっております。（１）の工場・事業場排水対策、それから（２）の生活排水対策という中で、下水道への接続の促進等を行ってまいります。それから（３）といたしまして畜産業、（４）で魚類に対します汚濁負荷対策を進めてまいります。（５）の流出水対策でございますが、これは面的なところから入ってくる汚濁を削減することで、主に市街地から流出するものにつきまして道路清掃等を実施してまいります。

それから12ページでございますが、農地対策でございます。これにつきましては、点線で困ってございます。現在策定をしております「長野県食と農業農村振興計画」における記述等を踏まえまして、ここに掲載してまいりたいと考えております。記載の方向性でございますが、下の方の黒丸2つがでございます。まずは、環境にやさしい農業の取組を推進する、あるいはGAP（農業生産工程管理）認証の取得の推進などが中心となると思っておりますが、このようなものを記載する方向で進めていきたいと考えています。

それから13ページにまいりまして、その他水質保全のために必要な措置ということでございます。ここでは、（１）として公共用水域の水質監視ということでございますが、今年度から湖内数箇所におきまして溶存酸素連続測定を行いますとともに、動物・植物プランクトンの調査を始めております。

（２）でございますが、貧酸素対策の推進、これが新しく加えたものでございます。①といたしまして、底層溶存酸素量の環境基準の類型当てはめでございます。これは、平成28年3月に環境基準項目として追加されました底層溶存酸素量につきまして、そ

の類型当てはめに向けた情報収集を行いまして、環境基準として当てはめをしてまいりたいと考えているところです。それから沿岸域対策でございますが、これは先程、湖沼の浄化対策でも書いておりますが、水草刈取船によるヒシの刈り取り等におきまして効果的なヒシの繁茂抑制対策を行い、貧酸素水域を減らしていきたいと考えております。

14ページですが、ゾーニング等による対策場所の検討ということで、これにつきましては、ヒシにつきましてもいろんな野鳥の生息地として必要な場所もあるということもございます。景観的な面もございます。その中で重点的に貧酸素を解消するエリア等を設定した上で、対策を進めてまいりたいと考えております。

その他④、⑤といたしまして、その対策工法につきまして、いろんな対策を組み合わせて検討する、あるいは調査研究として信州大学との連携を図ってまいりたいと考えております。

(3)の調査研究の推進の中では、先程ご指摘のございました水生植物の適正管理などを含めて調査研究をしっかりやっていきたいと考えているところです。

15ページ、(5)の普及啓発及び学習活動の推進でございますが、その中では普及啓発といたしまして、諏訪湖に関する資料や展示品を集約して展示できる空間を設けて、水質保全及び生態系保全意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。また、学習活動の推進では、いろんな諏訪湖に関する学習会・機会を設けるとともに、子ども向けの諏訪湖読本の作成等、学習活動を推進してまいりたいと考えているところです。

16ページですが、第4章といたしまして、上川・宮川におきまず流出水対策推進計画でございます。これにつきましては、17ページにありますとおり、上川・宮川流域におきまず汚濁負荷量が諏訪湖に流入いたします汚濁負荷量の7割から8割を占めていることから、この地域を重点的に流出水対策推進地区として対策を講じてまいります。具体的な方策といたしましては、3番の図-6に書いてありますとおり、中でも特に宮川における全窒素の濃度が高いということもございます。宮川流域における水質調査を実施するとともに、農産物の出荷量の調査等を行いまして、効果的な流出水対策を検討してまいりたいと考えているところです。

以上が計画ですが、18ページ以降に用語解説も併せて記載をして解り易くなるように工夫をしたところでございます。

計画について説明は以上でございます。

それから、もう1点だけ追加でよろしいでしょうか。

本日、お手元に釜口水門付近の地形という2枚の資料がございます。これにつきましては、備前委員から釜口水門付近の地形の状況が分かる資料を提出して欲しいというご要望がありまして、

今回ご用意させていただきましたので、説明をさせていただきます。

これにつきましては、去る8月28日に諏訪市において地域懇談会を開催しまして、釜口水門における下段放流についての説明を行った際に用いた資料でございます。

釜口水門につきましては、1枚目に書いておりますが、釜口水門から40メートル程の諏訪湖の中では、深さ4.8メートル位の水深がありますが、その後20メートルから100メートル間に水深1.6メートルの浅い水域がございます。釜口水門の下流北の方に旧水門がございますが、これは昭和の古い時代にあったものでございまして、最大放流量が200立米毎秒でございました。水害に対して毎秒600トンの水を流せるようにということで、昭和63年に新しい釜口水門が造られました。その際、旧水門高のところを掘り下げて、4.8メートルまでの深さに掘り込んだということで、その際残ったところが従来からの水深1.6メートルとなっているところです。

次のページ、8ページと書いてあるところが水深の分布図、それから14ページが諏訪湖を少し圧縮してございますが、地形を縮めたものでございます。特に釜口水門につきましては、上段放流と下段放流と2箇所放流方法がございます。下段放流をしますとその部分から諏訪湖の貧酸素水塊が流れるのではないかというような地元の方からのご意見も多数いただきましたものですから、8月28日に説明をさせていただいたものです。先程見ていただきましたとおり、釜口水門上流のところには浅い地形が存在するというところで、下段放流をしたとしても、この貧酸素水が直接天竜川へ流れる状況ではないということで説明をしたところでございます。

簡単ではございますが、釜口水門の地形については以上でございます。

平林議長

ありがとうございました。今、資料1-1、それから資料1-2、今の釜口水門付近の地形についてご説明いただきましたけれども、如何でしょうか。今日は中間報告、素案の段階です。皆さんから様々なご意見をいただいて、また後日、専門委員会で内容をご検討いただいて、最終的に答申をするという手順です。ご質問、ご意見を出していただきますようお願いいたします。はい、大島委員。

大島委員

素案の2ページ目のCOD、全窒素、全りんを取組状況ですが、グラフの中で自然系、市街地系等の割合をどのように算出しているのでしょうか。また、一番多い割合の自然系の内容はどのようなものなのでしょうか、また、主に水質汚濁の原

<p>平林議長</p>	<p>困になっているものは何でしょうか。 また、9ページに示された対策案ですけども、どれくらいの効果を期待しているのでしょうか。</p> <p>2つ質問がありました。まず、2ページのところの自然系、市街地系のところ。それから、後半の対策の話です。</p>
<p>中山水大気 環境課長</p>	<p>2ページの図-1の自然系の割合の出し方でございますが、一番上の自然系については、主に山林、原野でございます。これにつきましては、山林、原野におけます原単位、単位面積当たりのCOD、窒素、リンの汚濁負荷量を文献等で調べまして、それに森林あるいは原野の面積を掛けたものです。</p> <p>同じように市街地、農地系についても同様に原単位という数値を用いて土地利用面積を掛けて出したものです。</p> <p>9ページ等の対策における割合でございます。これにつきましては、効果としては現状では多くない状況です。例えば、6ページに参考値で数値を掲げておりますが、この数値の小数点第2位より小さい数字が変わるか変わらないかの状況となっております。といいますのは、諏訪湖については主に生活系の割合が非常に多いということで下水道の整備が非常に進んでまいりました。その中で、ある程度対策出来るところはすでに実施をしてくれているという状況でございます。</p> <p>今、自然系の割合が非常に高くなっておりますが、自然系に対する効果的な対策で、3分の1にするとか、4分の1にするとか取りづらい状況であります。対策としては、川に含まれる栄養塩類を沈殿ピットで除去するとか、あるいは植生水路で除去することをしてしておりますが、それが、窒素、リンに対して数値的に跳ね上がるような対策にはなっていない状況です。</p>
<p>平林議長</p> <p>林委員</p>	<p>よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。では、林委員。</p> <p>森林の関係で申し上げたいのですが、5ページの22行目に、山林からの汚濁負荷量の割合が多くなっているとの記載があり、森林こそ汚濁防止につながるはずなのに負荷を与えているということで残念に思います。</p> <p>12ページ22行目で、対策として計画的に伐採、再造林を行うということが書かれております。その前に、間伐を中心とした森林整備を積極的に進めることとありますが、こういった森林こそ間伐をして下層部の植生を図って地表部の安定化</p>

	<p>を図るほうが有効ではないかと思います。伐採、再造林のあり方については、検討を要するかと思われます。</p> <p>あと、16ページで上川・宮川流域を重点地区にするとありますが、これは毎年この地域で森林の汚濁が進んでいるという表現になっています。森林こそ役割を果たすべく、相当ここに重点化して整備すべきかと思います。長野県の県民税に森林税がありますが、そういったものをつぎ込んで、森林こそ汚濁防止に役立つものという役割をきちんと果たせるように書き込んでいただきたいと思います。</p>
平林議長	<p>表現の仕方かと思いますがいかがでしょうか。</p>
中山水大気環境課長	<p>森林につきましては、重要な部分だと思っています。山の森林が整備されることによって、それが土砂を安定させて汚濁負荷が流れてこないということになりますので、森林整備を進めていくことが大事だと思います。</p> <p>表現方法については、整理させていただければと思います。</p>
平林議長	<p>よろしいでしょうか。ここに書いてあること自体は間違っていないませんが、誤解されるような表現にならないよう検討いただければと思います。</p> <p>他はいかがでしょうか。唐木委員どうぞ。</p>
唐木委員	<p>下流域に住む住民として諏訪湖の水質が本当に良くなっているか一番気になるところです。その中で、2ページのCODや全窒素、全りんなどは原単位を見直したことによって、若干（負荷量が）上がっている部分がありますが、見直さなかったら良くなっているという解釈でよいでしょうか。</p>
平林議長	<p>では説明をお願いします。</p>
中山水大気環境課長	<p>今回、自然系の原単位の見直しをしまして、表では平成28年度の負荷量が増えていますけれども、同じ原単位であればこれは下がる傾向にはなりません。ただ、自然系につきましては、面積で決まってきてしまいますので、あまり面積に変化がない状況であれば、ほとんど負荷量も変わらないという状況です。</p> <p>ちなみに、天竜川の水質につきましては、BODという河川の指標で評価をしておりますが、ほとんど環境基準を達成しているという状況です。</p>

平林議長	よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。才川委員どうぞ。
才川委員	<p>住民、県民としてどういう目線なのかということで質問をさせていただきます。</p> <p>資料1-1の2ページ、諏訪湖の水質保全に関する方針の2つ目の丸の中で水質保全目標値として透明度を追加するというので、また、資料1-2の5ページ以降でも、水質保全対策の推進として水質目標値として透明度を定めるとか、住民に分かりやすいために水質目標値として透明度を設定することに関しては、賛成というか、前向きにとらえたいと思います。一般の立場で見ると、諏訪湖がきれいになっていく段階の中で、細かい数値よりも見た目の透明度の方が住民としては分かりやすいものだと思います。</p> <p>10ページ以降の中でも、生活排水対策や流出水対策の中で、地域の住民の果たす役割はとても大切で啓発して協力を求めていくこととなっていますので、こういったことを啓発していくためにも透明度を設定していくことはとても前向きにとらえたいと思っています。</p> <p>それに関してですが、一般の住民、県民の方々にホームページなどいろいろなことを使って情報提供していますので、この前私たちも、新聞の中で、環境審議会の委員だからと思って見るのですけども、たまたま信濃毎日新聞で2つほど諏訪湖に関する記事を見させていただきました。先ほど7月31日に専門委員会が開催されたということで信濃毎日新聞では8月1日に専門委員会がスタートしたということが載っていましたので、もしよかったらこういった新聞記事も資料として、こういったところに載せていただくと目線がそちらの方に行くかなと思いました。</p> <p>もう1つ諏訪湖再生という記事があって、滋賀県の琵琶湖で取り組んだ対策を今後諏訪湖の方にも生かしたいという記事が載っていたのですけども、やはり地域の住民だけでなく多くの方が諏訪湖に関して興味や関心を持つことはとても大切なことだと思いますので、そういった方向でいろんなところで取り組んでいただけるといいかなと思います。</p> <p>もう1点ですけども、今回、用語解説を載せていただきました。とても役に立って見させていただいたのですけども、もう一つ踏み込んでいただくと、用語のところの下線でも引いてあると、また、あいうえお順になっていましたので繋がっていくかなと思いました。付けていただければありがたいと思いました。</p>
平林議長	3点ほどご意見をいただきました。ご検討いただければと思い

中村委員	<p>ます。他にいかがでしょうか。中村委員。</p> <p>今、ヒシを引き上げて堆肥にしていますが、先ほど林委員からも言われましたけども、やはり農地に戻すということで、化学肥料からの窒素、りん酸、カリが出てきていますので、その対策として諏訪湖で引き上げたヒシを堆肥にして、また、森林なり農地に戻すということで進めていただきたいと思います。昨年もかなり堆肥にして、かなり山にも入りましたので、また、引き続きやっていただければと思います。今年はまだヒシ上げをやっている途中ですので確定値は出ないと思いますが、全体で1,000トンぐらいはいくのではないかとみているのですが、先ほど地域住民がという話もありましたが、岡谷市、諏訪市で今各年8トン、今までにないぐらいの量を上げてきました。下諏訪町は、今年漁協さんの協力が、漁協さんが大変ということでできなかったのですが、漕艇場の中でかなり上げていましたし、地域住民でも頑張っている部分もありますので、これが段々と増えていけばいいなと思っています。</p> <p>あともう一つ、これには全然載っていないんですけども、諏訪湖は毎年2cmずつ土砂が溜まって、50年すると沼になるのではないかと、もしかしたらこれからの問題として起きるのではないかと思うのですが、そこも含めて現状の水質もあるのですが、諏訪湖全体のかたちを考えていただければ嬉しいなと地元住民としては思います。以上です。</p>
平林議長	<p>ご要望とご意見について、事務局の方で何かありますか。</p>
中山水大気 環境課長	<p>ありがとうございます。最初に、ヒシの農地への循環利用ということですが、私ども非常に大切であると考えてございます。8ページ25から26行目のところですが、「除去したヒシは堆肥化し、流域内の農地などで利用するなど有効利用を推進します」ということで、循環利用していきたいと考えているところでございます。それから、諏訪湖の湖底の水深。これについては、先月、諏訪市で地域懇談会を開催した際にも「大分埋まっているのではないかとご意見をいただきました。その中で、建設事務所では湖内の状況がどうなっているのかということも調査をしていきたいということで検討していますので、現状を把握することが大事だと考えています。</p>
平林議長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p>

備前委員	<p>よろしくお願いいいたします。資料ありがとうございました。それで私の方からやはり、資料1-1の3ページで意見等ということで、50年、100年先をみた計画ということで、まさしくそうだろうなと思っています。釜口水門付近の地形ということで、8月の地域懇談会の資料をいただき、ありがとうございました。</p> <p>一つは、諏訪湖の歴史的な、形的には天竜川沿いの方に下がった形で新しく昭和63年に造られたということで、資料8ページの地形の等深図をみますと、所々高くなっているところは歴史的に昔の諏訪湖の湖岸線に一致しているのか、歴史的に広げてきているのか、そういったところをどのように捉えられているのか伺いたいと思います。</p> <p>それが、貧酸素状態ということで水が底流のものが滞留しているということで、貧酸素水の中で回転を起こすということが大事だと思います。構造上難しいということで、この下には今後調査されるということがあるのですが、一方で、水の収支が、川が出るのは天竜川だけで、あとは入ってくるということで、それから今回指摘されている湧水の調査もされる方向性も打ち出されているようですが、湖底の湧水があれば酸素を含まないと思うのですが、諏訪湖が糸魚川-静岡構造線上のところで、中央構造線が突き当たったところに溜まったと歴史的に聞いているのですが、下からの湧水はかなり想定されるのではないかと、その辺をどのように捉えられているのか。2点伺えればと思います。</p>
平林議長	<p>過去の湖岸線の話と、湧水の話ですね。はい、どうぞ。</p>
中山水大気 環境課長	<p>まず、湧水のほうからお話しさせていただきますが、昔は諏訪湖の中でも湧水が湧いていたところがあるということは漁業関係者の方からお聞きしています。今年、諏訪建設事務所の方で岡谷寄りのところでございますが、地下水の流れがどうなっているかということでボーリング調査をしているところであり、今、調査結果のデータをとっているところでございます。釜口水門付近の地形の関係ですが、私も詳しいことは分かりませんが、昔は島があり、それを削ったりする歴史があった中で、水門を造って水害に備えてきた歴史があるようです。弁天島という島がかつてここにあったようですが、それを削って水の流れをよくした経緯があることは伺っております。</p>
備前委員	<p>ありがとうございます。歴史的な、以前からの住民の営みが今のかたちになってきているとは思いますが、特に湧水は湖底のもので調べようとしているのか、地下水の流動を陸上の部分で</p>

	調べていくのか、その辺はどんな状態なのでしょうか。
中山水大気 環境課長	今調査しているのは、湖岸を挟んで陸側と湖岸と湖内の3箇所 で測っているということでございます。
平林議長	よろしいでしょうか。 他はいかがでしょうか。福江委員さん。
福江委員	こちらの意見として3点述べさせていただきます。 1点目は、5ページで、長期ビジョンとして、現在策定中の諏訪湖創生ビジョンを記載していくということですが、第6期諏訪湖 水質保全計画では「人と生き物が共存する諏訪湖」を長期ビジ ョンとして掲げていたということですが、今回もこのような文言 をこのビジョンに記載するということがよいでしょうか。
平林議長	幹事から説明をお願いします。
中山水大気 環境課長	この長期ビジョンにつきましては、将来どんな諏訪湖であつた らいいのかというイメージ的なものを言葉として表すものをここ に載せたいと考えています。諏訪湖創生ビジョンの長期ビジョン につきましては、地域懇談会を行っていく中で今年の3月くらい から複数回、住民の方やあるいは関係団体の方から意見をいただ いているところでございまして、それを踏まえて諏訪湖の水質保 全だけではなくて、他の面を絡めた長期ビジョンを策定し、それ をこの7期の計画でも同じものを掲げていきたいと考えていま す。
福江委員	あと2点です。今、諏訪湖の問題の一つとして、ヒシの問題が あると思うのですが、ヒシが分布というか量的にも増えてきた原 因は分かっているのでしょうか。もしかしたら、前回の4月にお 話しされていたかもしれませんが、もう一度このことをお尋ねし ます。 また、今後、ヒシの刈り取りを水質だけではなくて、生態系へ の影響を考えて行っていくということですが、その中で色々な調 査・研究などを推進されていくということで、14ページになりま すが調査・研究の推進は県はするけれども、実際に調査・研究を する人たちは県の研究所で行うのか、それとも地元大学と連携し て、と記載してあるので、どのような関係者がこの調査・研究に 関わっていったら、県としてその調査結果を取りまとめて、統合し て全体の水質改善に役立てるような方向性、イニシアチブを取っ ていくという理解でよいでしょうか。

平林議長	幹事から説明をお願いします。
中山水大気 環境課長	<p>ヒシにつきましては、主に平成11年頃にアオコがだいぶ減ってきたところを境にヒシが増えてきたという状況にあります。以前もヒシは生えていましたが、これほど大量には生えてはいなかったということがあります。ヒシが生えるところは泥地のようなところに主に生えるということがあります。平成29年度につきましては、繁茂面積で170ヘクタール、湖面積で13パーセントということですが、ここ数年だいたい同じような割合で推移している状況です。特にこれが原因だということまではなかなか分かりませんが、計画ではそのようなヒシの対策に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
平林議長	よろしいですか。他、いかがでしょうか。
中村委員	<p>少し報告になります。今年はヒシばかりではなくてクロモとかがかなり出てきています。3分の1は沈水の水草です。ですので、これから、もしかしたらヒシ対策というより水草対策ということになるかもしれません。ちなみに、これはその時に採ったクロモです。</p>
平林議長	<p>透明度が上がってくるとおそらくヒシだけではなくて、他の沈水生植物が増えてくるということです。それについても少しご検討いただきたいということでしょう。他いかがでしょうか。</p>
中山特別委員	<p>今ので気になったのですが、沈水植物が増えてくるのは別に悪いことではないと思うのですが、目指すべき沈水植物相というものはあるのでしょうか。ヒシを取った後に。</p>
平林議長	はい、では幹事からお願いします。
中山水大気	今、ヒシを取った後には沈水植物が増えてくればよいという形

環境課長	ではございますが、特にどの種類というところまでは決めている状況ではございません。
平林議長	在来種の方がいいということですかね。他のものが増えてしまうと困るということですかね。
中山特別委員	埋土種子から発芽したりすると思うので、今お話のあったとおり在来種を中心にその沈水植物相が回復するといいなとは思いますが。
平林議長	他いかがでしょうか。太田委員お願いします。
太田委員	十数年前に諏訪湖に行ったときに、すごく臭いが気になりました。今、数値がだんだん下がってきていい方向に行っていると3ページにもあります。濃度が下がっているということですが、臭いに関しても下がっているのでしょうか。例えば臭う日数が減ってきたりとか、臭いの強度が下がってきたのか。感覚なので人によって違うとは思いますが、ここへはエコ活動で行ったのですが、結構強烈な臭いでした。それが今はだいぶ減ってきているのか疑問に思いますが。
平林議長	幹事からお願いします。
中山水大気環境課長	臭いについてのモニタリングをしていないので、今どのような状況か分からないのですが、周辺の市町村では打ち上げられたごみを湖岸清掃したりとか対策をしていただいていますし、環境美化という中での取り組みをしたりヒシを取ったりということをしています。臭いについてはなかなか人の個人的な感覚もあると思いますので、その辺は関心を持っていきたいと考えていますが、現状ではデータを持っていません。
平林議長	ありがとうございました。よろしいですか。
福江委員	少し気になることが1点あるのですが、14ページの(4)関係団体・市民団体の取り組みで、稚エビの放流というものがあるのですが、この稚エビは元々諏訪湖に生息するエビであってほしいのですが。
平林議長	幹事からお願いします。
中山水大気	これにつきましては、諏訪湖に在来のエビを水産試験場で孵化

環境課長	<p>させたものを環境教育の一環で稚エビとして放流しています。</p>
平林議長	<p>他いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>今日は中間報告ですので、またもしお気づきの点がありましたら、事務局の方へご連絡をいただいて、また専門委員会で議論いただくということになりますので、一応この件については、ここで閉じたいと思います。</p> <p>次に、審議事項イ「平成 29 年度鳥獣保護区等の指定について」でございます。本件は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項及び同法第 12 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、当審議会の意見を聴かれているものであり、本年 5 月に諮問され、「鳥獣専門委員会」において検討をいただいているものです。</p> <p>本日は、専門委員会で検討いただいた内容についてご説明いただき、さらに審議を行いたいと思います。</p> <p>それでは、「鳥獣専門委員会」の上原委員長にご出席をいただいておりますので、まずご報告をお願いいたします。</p>
上原委員長	<p>はい、それではよろしく願いいたします。鳥獣保護区特別保護地区等の再指定についての鳥獣専門委員会を開かせていただきまして、その検討の経過及び内容について、報告させていただきます。</p> <p>5 月にただいまご紹介のように環境審議会から付託を受けました。そこで、本年度の「鳥獣保護区特別保護地区等の指定」について、専門的な立場から検討を加えるために、学識経験者、関係機関、利害関係者等、こういった方々を構成員とする「鳥獣専門委員会」により、現地調査および計画内容の検討を行ったところでございます。その経過とともにその結果について、ご報告いたします。</p> <p>まずは、資料 2-1 をご覧下さい。一覧でございます。そこにありますように、本日審議いただきます 4 つの案件です。</p> <p>一つ目は、「万古川鳥獣保護区特別保護地区の再指定」、二つ目は、「姫川源流鳥獣保護区特別保護地区の再指定」でございます。</p> <p>両者ですが、いずれも、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により鳥獣保護区の区域内で、特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生活環境となっている地域を「特別保護地区」として指定することができますが、本年 10 月末でいずれも 10 年の期間満了を迎えるため、再指定を行うものでございます。これが二つです。</p> <p>三つ目は「黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域」、四つ目は「有明</p>

狩猟鳥獣捕獲禁止区域」でございます。

農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある区域については、特定の種類を除いた狩猟鳥獣の捕獲を禁止することで、その種類だけを捕獲できる狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定することができます。

長野県では、狩猟期間中にニホンジカとイノシシを捕獲できる、そういった区域としています。

そのうち、「黒沢山林」については、現在鳥獣保護区に指定され、本年 10 月末で期間満了を迎え、新規で狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定するものでございます。

また、「有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域」については、10 月末で 10 年の期間満了を迎えるため、やはり再指定を行うものでございます。

鳥獣専門委員会による検討経過でございますが、7 月 18 日および 21 日に事務局と専門委員 1 名により、現地調査を行いました。

9 月 5 日には、委員により「姫川源流鳥獣保護区特別保護地区」と「有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域」の現地調査を実施しました。同日ですけれども安曇野市において「鳥獣専門委員会」を開催し、万古川および黒沢山林の調査結果の報告を受けるとともに、4 つの指定計画の内容について検討を行いました。その結果でございます。

資料 1 の 2 頁をご覧くださいと思います。

「万古川鳥獣保護区特別保護地区」については、昭和 44 年に設定され、区域全体が天竜奥三河国定公園の特別保護地域内にあります。

現地調査の結果、標高差が富む溪谷となっており、変化にとんだ地形により天然の広葉樹と針葉樹が混交し、結果、多様な植物が生育し、生息する鳥獣も多様な種を育てております。

地元の所有者及び関係者による、良好な野鳥の生息環境が維持されており、鳥獣保護区特別保護地区として再指定して鳥獣の保護繁殖を図る必要性を確認したところでございます。

「姫川源流鳥獣保護区特別保護地区」については、一級河川 姫川の源流、湿原、林地を含み、貴重な植物の保護、多様な鳥獣の生息域となっております。

人里の近くに位置し、歩道が整備され、探鳥会や自然観察会などの利用もたくさん行われております。立地条件および歩道等の整備状況の点からも身近な鳥獣保護区特別保護地区として再指定する必要性を確認したところでございます。

「黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域」は、黒沢川ダムの上流に位置し、水資源に恵まれた貴重な環境が整っています。

多様な鳥獣が生息していることから、生息環境を保全しつつ、

農林業被害の拡大が懸念されるニホンジカ・イノシシ等は、狩猟期に捕獲していく狩猟鳥獣捕獲禁止区域に新規指定する必要性を確認しました。

「有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域」は、およそ1,000haの広大な区域となっております。こちら中房川、天満沢等、水資源に恵まれた貴重な環境が整っています。

区域内には、広大な森林が広がっておりますが、中に別荘地や農地が含まれております。

多様な鳥獣が生息しているだけでなく、クマタカ等貴重な鳥獣が生育していることもあり、生息環境を保全しつつ、農林業被害の拡大が懸念されるニホンジカ・イノシシ等は、狩猟期に捕獲していく狩猟鳥獣捕獲禁止区域に新規指定する必要性を確認しました。

以上鳥獣専門委員会からの報告とさせていただきます。

それぞれの具体的な計画（案）の詳細については、幹事から説明をいたしたいと思っております。それではよろしくお願いいたします。

平林議長

幹事の方から説明をお願いいたします。

佐藤鳥獣対策・ジビエ振興室長

鳥獣対策・ジビエ振興室の佐藤と申します。先般の諮問の際に、画像など使って説明いただきたいとお話がありましたので、今回、スクリーンに映しながら説明をさせていただきますと思います。それでは資料2をご覧ください。

5月24日の諮問の際にも説明いたしましたし、先ほど委員長からも説明いただきましたとおり、鳥獣保護区特別保護地区等については法律に基づきまして、その指定等に際しては環境審議会の意見を聴くこととされております。

諮問以降、先ほどご説明ありましたとおり、鳥獣専門委員会の鳥類の専門であります県環境保全研究所の研究員の協力の元、現地確認等を行い、9月5日には鳥獣専門委員会により、現地調査と検討をいただきところでございます。

それでは、資料2-3をご覧ください。

今回の案件につきましては、前回もお示ししましたが、位置図に示します万古川鳥獣保護区特別保護地区以下の4件となります。

計画の詳細は資料2-3の2ページ以降に示しますが、今回は資料2-1とスクリーンにより概略を説明させていただければと思います。

それではスクリーンをご覧ください。

まず、万古川鳥獣保護区特別保護地区です。飯田市の南部、泰阜村境、天竜川の支流万古川の流域の80haが当該区域となりま

す。この周辺には、全体 1,650ha の鳥獣保護区も広がっております。

鳥獣保護区の区分につきましては、森林鳥獣生息地でございます。本年 10 月 30 日に指定期間が満了するため再指定するものです。

現地は、天竜奥三河国定公園の第 3 種特別地域ともなっております。現地の状況を順次見ていただきたいと思います。現地につきましては、滝なども含む溪流沿いの広葉樹と針葉樹の交ざる多様な森林となっております。多様な野生鳥獣の生息地となっております。

現地調査の際には、ツキノワグマの皮剥ぎの跡ですとかニホンジカ等も目撃されました。

地域有識者からの聞き取りや既存文献では、国、県のレッドデータリスト記載のコノハズクやヨタカの生息も認められます。

次に、姫川源流鳥獣保護区特別保護地区です。

こちらは、白馬村の最南部、大町市境の国道 148 号とオリンピック道路に挟まれた 15ha が当該区域となります。

鳥獣保護区の区分は身近な鳥獣保護区でありまして、本年 10 月 30 日に指定期間が満了するため再指定するものです。

現地は、姫川源流自然探勝園及び親海湿原となっており、県自然環境保全地域にも指定されています。

現地の状況でございますが、現地には、遊歩道等も整備され、地域の自然観察会、探鳥会等も行われる他、季節には多くの観光客も訪れ、自然散策を行う場所でございます。

地域の有識者からの聞き取りや既存資料の調査によりますと国、県のレッドデータリスト記載となっているノジコやヤマネの生息も認められます。

また、現地調査の際には猛禽類のノスリを含む多数の鳥類他、多様な草花とそれに訪れる蝶も確認されておりまして、多様な自然が身近なところに広がっているという状況でございます。

なおこちらは、9 月 5 日に鳥獣専門委員会により現地確認をいただいております。

次に黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域です。

安曇野市の旧三郷村地積の西側、北アルプスの前山の山林 288ha が当該区域となります。

現在は黒沢山林鳥獣保護区となっておりますが、期間の満了に合わせて狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更するものです。

森林鳥獣生息地の保護区であった当該区域は、標高 1,200m から 2,000m に位置する天然広葉樹を主体とする多様な森林でございます。

まして、地域には地元の水源地も抱えるなど水環境も豊かであることから多様な鳥獣の生息地となっております。

スクリーンに示しますとおり、柵が見えますが、従前はニホンジカの被害があり、地域でも防除に努めてきたところですが、近年、ニホンジカやイノシシの分布が拡大してきていることから、狩猟による効果を期待し、ニホンジカ・イノシシを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更することとしました。

地域有識者からの聞き取りや既存資料では、地域にはカラ類、ケラ類を初めとする森林性の多様な鳥獣の生息が認められます。

なお、ニホンジカやイノシシの状況ですが、まず、ニホンジカですが、平成 15 年、22 年、27 年と、このような状態でどんどん広がってきているところです。こちらがイノシシになりますが、昭和 54 年、平成 15 年、21 年、25 年とこのような状態で、どちらも近年、北アルプスに向けて分布を拡大しております、特にニホンジカにつきましては、生物多様性の保全上も非常に問題があることから、昨年度答申をいただいた第 12 次鳥獣保護管理事業計画におきましても、北アルプス山麓の鳥獣保護区については順次狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更したいという考えを示しているところです。

次に、有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域です。

これも安曇野市になりますが、旧穂高町地籍の西側、北アルプスの前山の山林 994 h a が当該区域となります。

平成 19 年に当時の鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更したものでございます。ここでちょっと資料をご覧いただきたいのですが、資料 2-3 の 22 ページ中段に、指定以降の狩猟によるニホンジカ・イノシシの捕獲状況を示してございます。こちらに示しますように、拡大の最前線でありますので、大量に捕れるわけではございませんが、狩猟により一定程度の捕獲があることから、引き続き狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定を続けてまいりたいと考えているところです。

計画地についてでございますけれども、こちら森林鳥獣生息地の保護区でございましたが、当該区域は、標高 600m から 1,300 m に位置しますカラマツを主体とする広大な森林でございます。地域の中には、中房川、天満沢川等の溪流を有し水環境も豊かであることから多様な鳥獣の生息地となっております。

地域有識者からの聞き取りや既存調査では、国、県のレッドデータリスト記載のクマタカやハチクマ等の猛禽類を始めとする森林性の多様な鳥獣の生息が認められております。

なおこちらも 9 月 5 日に鳥獣専門委員会により、現地調査をい

ただいております。

また資料に戻っていただいて申し訳ございませんが、資料2-3の23ページ、24ページをご覧ください。

地域の関係者の意見の状況でございます。当該区域以外の指定については全ての関係者から賛成意見をいただいております。ただし、この地域については、お手元の資料に示しましたとおり、一部の関係者からニホンザル、ツキノワグマの被害を理由に反対意見が出ております。

しかし、ニホンザル、ツキノワグマは狩猟鳥獣ではなく、この指定に関係なく、捕獲が必要な場合は県の許可が必要な鳥獣であることから、地域振興局において引き続き制度の理解を求めるとし、指定の方は引き続き再指定という形で進めたいと考えております。

いずれの計画につきましても、昨年度答申をいただいた第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、指定期間は10年間となっております。国の指針では指定期間の目安は20年とされていますが、本県では、周辺地域の事情や自然環境の変化に対応するため、一般的に10年を一期として指定しておるところです。今回地元の皆様も10年ということでご理解をいただいているところですので。

またスクリーンをご覧ください。鳥獣専門委員会には、現地調査をいただいた後、県安曇野庁舎におきまして、それぞれの計画についてご検討をいただいたところでございます。

それでは、スクリーンのほうを終わりにさせていただきます。資料2-2をご覧ください。専門委員会でいただいた意見の概要です。

まず、万古川鳥獣保護区特別保護地区についてですが、

近傍に希少種のヤイロチョウ、国のレッドデータリストではIB、県レッドデータリストではIAと、かなり希少性の高い鳥類でございまして、この生息が確認されていることから「ここには生息しないのか？しないなら何故ここを指定するのか？」という質問が出ました。

しかし、別の委員からは、「実際の生息は下流の天竜川沿い」であること「直接の生息地でなくても、隣接のエリアに一定の広さが確保されることは生息にとって重要であり、指定にも意味がある」とのご意見をいただきましたことから、今回の計画案については計画案どおりと整理させていただいております。

次に、姫川源流鳥獣保護区特別保護地区についてですが、「交通の便もよく、誰でもが色々な鳥類を身近に見ることができる良い環境である」、「利便性が良く、利用されているからこそ危うい面もあり、指定には意味がある。」との意見をいただいております。

このことから、当初計画案どおり計画を進めたいと考えているところではあります。

次に、黒沢山林狩猟鳥獣捕獲禁止区域ですが、「北アルプスへのニホンジカの拡大を防ぐためには、初期の段階で捕獲を進める体制を用意することが重要。重要であるからこそ指定は妥当。」とのご意見をいただきました。ということで、こちらにつきましても当初計画案通り計画を進めたいと考えているところではあります。

有明狩猟鳥獣捕獲禁止区域ですが、「指定の効果を確認していくために、計画書に狩猟の頭数を記載すべき。」との意見をいただきました。これについては、先程もご覧いただきましたが、資料2-3の22ページに追記したところではあります。

最後に、共通事項でございます。

一つは「生息する鳥獣のデータが全体に古く、更新の必要がある」との厳しい意見をいただきました。

これについては、今回、新たな文献や地域の有識者等への聞き取りにより、内容を大幅に見直させていただいております。今後、他の地区の更新の際にも随時、文献調査、有識者の聞き取り等を行うことにより、見直していくこととしたいと思っております。

もう一つ「公共事業等で得た生息データも活用すべき」との意見もいただきましたが、こちらにも新たな文献データとして今回計画書の中で使わせていただきまして、猛禽類の生息調査等を追記させていただいております。

今後、関係データの収集と活用に努めたいと考えております。

説明は以上でございます。本日、答申がいただければ、本年度11月15日からの狩猟期に向けて最終的な手続きに進みたいと考えております。よろしく申し上げます。

平林議長

はい、ありがとうございました。それでは、これは答申案ですので、今日が最後になります。ご意見ご質問等いかがでしょうか。どうでしょうか。

福江委員

ありがとうございました。いくつか質問があるんですけども、まず、表の数字に関してなんですけれども、16ページと22ページの林業被害ですね。林業被害で、その他獣類で1,000越えなんですけど、これはその他獣類なのか記載ミスなのか、それともその他獣類というのが例えば林業被害を過去に起こしてきたネズミだったり、ノウサギだったりするのか、その辺をお尋ねしたいんですけども。

平林議長	それでは16ページ、22ページのところについて。
佐藤室長	ちょっと待ってください。
平林議長	ではちょっと調べていただいて。
佐藤室長	はい。
平林議長	他に質問があれば。はい、福江委員。
福江委員	5月の諮問のとき私はいなかったのですが、その時にご説明いただいていると思うのですが、今回の黒沢山林と有明に関して、特に黒沢山林については、鳥獣保護区の名称だったものを狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変えるということですね。有明に関しては以前から狩猟鳥獣捕獲禁止区域になっていて、現在、狩猟という形でシカとイノシシは捕獲が進んでいるということですね。
佐藤室長	はい。
福江委員	黒沢山林に関しても有明に関しても、有害捕獲、管理捕獲ということで、シカ・イノシシの捕獲は行われてこなかったんでしょうか。
平林議長	はい、では今のご質問でよろしいですか。
佐藤室長	はい。先ほどの質問はちょっと待ってください。 長野県では、特定鳥獣保護管理計画に基づき、ニホンジカにつきましては、管理捕獲を個体数調整といいます。イノシシについては有害捕獲ということなんですが、どちらの地域におきましても、個体数調整と有害捕獲を行っております。ただ、狩猟も可能な形にすることによって、可能な限り捕獲圧をかけてまいりたいという意向でございます。
福江委員	分かりました。今の捕獲に関してなんですけれども、狩猟に限らず有害捕獲に関しても、もともとこの地域が鳥獣保護区だったということなんですが、イノシシやシカの捕獲方法によっては、錯誤捕獲の問題もありますし、例えば錯誤捕獲に関しては報告を義務づけるとか、そういうことを是非やっていただきたいと思えます。
平林議長	はい、それではお願いいたします。

佐藤室長	<p>長野県におきましては、一番表立って起こるのがツキノワグマの錯誤捕獲でございます。こちらにつきましては県の特定鳥獣保護管理計画の中において、放獣が大原則ということもありまして、きちんと報告はいただくことになっております。ただ、それ以外の、最近話題になりますカモシカの錯誤捕獲につきましては、特に報告をいただく形になっておりませんでした。先般、特定鳥獣保護管理委員会の中で、カモシカについても、錯誤捕獲について検討すべきであるというご意見をいただきましたので、今後検討していきたいと思っております。</p>
平林議長	<p>よろしいですか。</p>
福江委員	<p>特定鳥獣保護管理委員会があるから、錯誤捕獲のデータを集めるということになっているかと思いますが、他の鳥獣に関してはデータを収集するシステムがないんですね。</p> <p>現在の鳥獣保護管理法の中においても義務付けがないので、それに準じている形だと思いますけれども、こういう鳥獣保護区であったり、狩猟鳥獣捕獲禁止区域であったりするわけですから、是非そういう情報も今後集めていくような体制に変えていただきたいと思っております。</p>
平林議長	<p>そういうご意見です。</p>
佐藤室長	<p>はい。</p>
平林議長	<p>他いかがでしょうか。はい、打越委員。</p>
打越委員	<p>前回の会議の時に、黒沢山林と有明のところで鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ変更する規制緩和をする形になることについて、私はひっかかりまして、情報を聞かせてくださいとお願いしたところ。それで、やはり気にかかるところは、まず、一つ目、黒沢山林のほうは前もお伝えしたのですが、地図で見るとだいぶ奥まっている…住宅地や畑があるところから奥まった2～300m位人が通る道から奥まったところになるかと思っておりますので、人家に近づいている所を緩和するのではなくて、そこがまさにイノシシやシカの出没拠点になっているから抑え込む、そのためにも狩猟を認めるという意味なんですかと聞いたと思うんです。やはり奥まった部分を外すには、例えば周辺の所有権が違うのかなど、この位置、区画がどういう所なのかをもう一度伺いたいと思っておりました。</p>

それから有明の区域のほうは、確かに住民の方、区長さんであるとか狩猟者の方からサルの問題が指摘されているなど感じています。先ほどのお話ですと、すでにイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの有害捕獲をしているということでありましたね。つまり、住民の方の反対の意見や条件をみるとサルを気にしているということに対しては、ニホンジカやイノシシは狩猟者としても肉を利用して狩猟でも捕ってくださいという、インセンティブを与えるというために緩和して、ニホンザルは緩和してもしなくても、結局はニホンザルは有害捕獲の手続きをすれば捕まえられるのであれば捕獲駆除できるという意図で、ニホンジカ・イノシシだけを緩和する形になっているのでしょうか。ニホンザルのクレームが出ていることに対して、何故ニホンジカとイノシシで線引きをしたのか。また、その意図が住民の方に伝わっているのか。その辺りをご検討いかがでしょうか。

平林議長

2点ご質問です。

佐藤室長

はい、まず黒沢山林鳥獣保護区が集落から離れているのではないかと。本来緩和するのであれば、ニホンジカの拠点となっている部分を緩和すべきあると。そういったご意見ではないかと思いますが、長野県といたしましては、北アルプスにシカはいて欲しくない。シカを侵入させない。できれば排除するというのが基本コンセプトになっております。シカの特定鳥獣管理計画におきましても、基本的にそういう考え方になっております。先ほどもご説明したのですけれども、第12期の鳥獣管理計画につきましても、北アルプス山麓の鳥獣保護区については、随時狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変えていくんだ、シカ・イノシシは狩猟できる場所にしていくんだ、少しでも捕獲圧をかけることによって、北アルプスへの侵入を防ぐんだという方針で進めております。そういったことで、実際のところ、集落から離れているうんぬんではなく、北アルプス山麓にあるということが重要な観点であるということが私どもが考えているところです。

平林議長

はい、打越委員。

打越委員

先ほどもそのように説明していただいたと思うんです。そうすると、この会議に毎年ちよつとずつ、指定した過去の経緯に応じてモザイク的にニホンジカ・イノシシを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域が次々に現れてくる、その先触れというように考えてよいのでしょうか。

佐藤室長	<p>はい。地域の方にご理解をいただいた順に切り替えに併せてという形になりますが、そのようになってくる筈です。</p> <p>二つ目のご質問、サルについて対象にしないのかという話なんですけど、説明が中途半端で申し訳なかったんですけども、サルについては狩猟鳥獣ではないものですから、狩猟鳥獣捕獲禁止区域で元々外すことができません。そういったことで、サルにつきましては、この制度の対象にはなりませんと、鳥獣保護区であろうと狩猟鳥獣捕獲禁止区域であろうとサルについては許可捕獲、有害捕獲でしか捕獲できませんという辺りが、地元の区長さん、漁協の関係者の方にうまく伝わりきらなかったようでして、今現在も地域振興局の担当者のほうでそこら辺の制度の説明をさせていただいております。そういった中で、落ち着いて聞いていただければ理解いただける話だと思っておりますので私どもとしてはこの形で進めていきたいと考えているところでございます。</p>
平林議長	<p>よろしいですか。はい、他いかがでしょうか。</p>
佐藤室長	<p>はい。</p>
平林議長	<p>先ほどの質問ですか。</p>
佐藤室長	<p>はい。先ほどの林業被害については、カモシカのようなのです。</p>
平林議長	<p>それでは、カモシカということで読み替えていいですか。</p>
佐藤室長	<p>はい。</p>
平林議長	<p>そういうことだそうです。</p> <p>はい、他いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>先ほど資料２－２の協議事項でもご説明いただいておりますとおり、生息する鳥獣のデータについても新しいものをこれからできるだけ集めるようにして、ご検討いただくということで進めていきたいと思っております。</p> <p>ご意見がなければこれで結論としたいと思います。</p> <p>それでは、他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮り致します。</p> <p>ただ今委員の皆さまからご意見をいただきました部分について、反映できるところは反映していただいて、答申という形にさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>

<p>平林議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>なお、字句等の修正につきましては、会長に一任という形でお願いたします。</p> <p>それでは、委員の皆さまからご了解をいただきましたので、審議事項イの「平成 29 年度鳥獣保護区等の指定について」は、そのように答申することといたしたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>それでは次に、報告事項ア「第四次長野県環境基本計画の策定及び第 6 次長野県水環境保全総合計画の策定について」でございます。</p> <p>長野県環境基本計画については、新たに第四次の長野県環境基本計画を策定するに当たり、長野県環境基本条例第 8 条第 3 項の規定により、当審議会に意見を聴かれていますものです。また、長野県水環境保全総合計画についても、新たに第 6 次の総合計画を策定するに当たり、長野県水環境保全条例第 7 条第 3 項の規定により、当審議会に意見を聴かれていますものです。</p> <p>両計画は一体的に策定していくということで、本年 4 月に諮問され、現在、「長野県環境基本計画策定専門委員会」において検討をいただいております。</p> <p>本日は、専門委員会におけるこれまでの検討状況等についてご報告いただけるとのことですので、幹事から説明をお願いします。</p>
<p>鈴木環境政策課長</p>	<p>「第 4 次長野県環境基本計画」及び「第 6 次長野県水環境保全総合計画」につきましては、4 月 25 日に当審議会に諮問をさせていただき、現在、「長野県環境基本計画策定専門委員会」におきまして、議論を進めているところでございます。</p> <p>計画の内容につきましては、骨子がまとまったところで、当審議会に中間報告をさせていただきますが、本日は、これまでの検討経過についてご報告させていただきます。</p> <p>資料 3-1 をご覧願います。</p> <p>「第 4 次長野県環境基本計画」検討の経過でございます。</p> <p>まず、「計画策定専門委員会」でございますが、4 月 27 日以降、これまで 3 回開催をしております、計画の主な検討項目や構成、骨子案などについて議論をいただいているところでございます。</p> <p>また、議論をより深めるため、専門委員や事務局において「有識者からのヒアリング」や「先進地視察」を行っております。</p> <p>計画を諮問する際に、「今回は専門委員が 6 人に減っているが大丈</p>

夫か」とのご意見をいただいたところでありますが、6名の専門委員の皆様は各分野の専門家というお立場で、専門委員会でも活発にご意見をいただいているところがございますが、有識者からのヒアリングや先進地の視察を行い、その結果を専門委員会にフィードバックすることで、さらに様々な角度から議論を進めております。

まず、「有識者からのヒアリング」でございますが、「脱炭素社会の構築」に関しましては、慶応義塾大学の小林光特任教授をはじめ5名の方から、また、「水環境の保全」に関しましては、信州大学の中屋真司教授など3名の方からご意見をお聞きしたところでございます。ヒアリングの結果につきましては、参考資料1・2にお付けしてございます。

また、「先進地視察」につきましては、ヨコハマ・エコ・スクール、なごや環境大学を訪問し、それぞれが行っている環境教育の取組をお聞きするとともに、なべくら高原・森の家では、森林セラピーの体験プログラムを視察してまいりました。

このほか、県民との意見交換も随時行っておりまして、これまで、環境保全活動に取り組んでいる団体や大学生・高校生など、延べ616人の方と、「環境」をテーマに意見交換を行ってまいりました。

次に、資料3-2をご覧願います。

これまでの議論を踏まえまして、今回の計画のポイントにつきまして、現時点での考え方を説明させていただきます。

まず、1の「計画策定の基本的考え方」でございますが、今回の計画は、(2)にありますように、SDGsの採択や、パリ協定の採択など、第三次計画以降の状況の変化に対応した内容としております。

次に2の「計画の構成」でございますが、そこに記載の、「持続可能な社会を支える仕組みづくり」、「脱炭素社会の構築」、「生物多様性・自然環境の保全と利用」、「水環境の保全」、「大気環境等の保全」、「循環型社会の形成」の6つの柱で、現状と課題、長野県の将来像、実施施策を整理しております。

3の「計画の特長(新たな視点)」でございますが、4月の環境審議会でも、「SDGsは重要な視点である」とのご意見をいただいておりますが、今回の計画は、SDGsを踏まえて計画づくりを進めておりまして、

施策の柱ごとに、関連するSDGsのアイコンを明示するほか、従来の計画に記載していた「環境保全」の取組に加えまして、環境と経済・社会とが統合した取組を、「環境を活かした取組」として記載することとしております。

例えば、「経済」との関連では、環境エネルギー分野の産業化や、

星空観光など、また、「社会」との関連では、信州やまほいくや、森林セラピーなどでございます。

もう1点でございますが、「垂直ゾーニング」、「水平ゾーニング」といった名称は今後さらに検討が必要でございますが、山岳・高原・中山間地など、標高差に着目した取組と、10の広域圏ごとの課題や個性を活かした取組を記載してまいります。

以上、これまでの検討経過につきましてご報告をさせていただきましたが、今後さらに検討を加えまして、骨子がまとまり次第、当審議会に中間報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

平林議長

はい、ありがとうございます。これは、中間報告ではなくてですね、非常に大事な内容ですので、できるだけ審議会に状況報告をしていただくということで、現在の進行状況を説明していただきました。おそらく次回か、その次の回には、中間的な審議された内容が出てまいりますので、それを見ていただいてご意見を頂くということになろうかと思えます。

何か今の時点でご質問、ご意見等はございますでしょうか。はい、打越委員。

打越委員

資料3-1の一番下の県民との意見交換について、半年間で延べ616人という数字が、これが一体どういうやり方なのかお教え下さい。例えば、大学のゼミナールなどに行ったときに一緒に参加したのが10人ぐらいとか、いずれにせよ616人という数はすごい数ですので。これが、本当に説得力を持つ意見交換なのか、シンポジウムに参加した人を加算しただけなのか意味が違ってくると思うので、伺いたいのが1点です。

それから、もう1点、資料3-2の計画の特長で、計画に新たな視点を加えたということで、ここにSDGsが入ってきたということで、おもしろいなと思ったのは、例えば、環境と経済を絡める軸とか、環境と社会を絡める軸で、今までみたいに、ごく普通の事業をただ重ねるだけじゃなくて、新しい施策を仕掛けていく根拠のようなことは、攻めの姿勢としていいんじゃないかと思うんです。ただし、経済と社会って、すごく漠然とした大きな概念で、ここの環境×社会を見てみると、やまほいくや森林セラピー、ヘルスツーリズム、フードバンクまで入ってきていると、社会という概念が広すぎてしまってどうかなと思うので、私は、ここに環境×教育という言葉を入れられないかなと思っています。やまほいくは教育だと思いますし、森林セラピー、ヘルスツーリズムとなると社会かもしれませんが、都会から来る観光客へのエコツーリズムだけではなくて、地元の小学校、中学校、高校生

くらいまでの自然との向き合い方を教える環境教育が大事だなと思いますので、環境×教育があってもいいかなと。それが、心の豊かさやいじめの対策、貧困問題などにいずれ関わってくるのかなと思っていいです。

以上が2点目で同じところで3点目。

環境×社会は、やっぱり大事で、フードバンクは、食品ロスの削減の意味でも、福祉の意味でもいいことだと思いますけれども、ここに来るときにしみじみ思ったのですが、せっかく長野駅がカラマツを使ってすばらしい景観の再開発をなさったのに、いつも駅前のロータリーのところが、バスの排気ガスの臭いが相当きついです。今、首都圏、東京、神奈川、埼玉では、バスの排気ガスに関して、フィルターを付けることなど厳しい規制が行われるので、バスの待合所が臭いということはないんですよ。だけど、長野県の長野駅のロータリーのあの排気ガスの臭さは、再生エネルギーを使いましょうとか、豊かな環境に暮らしましょうとアピールしていく長野県の玄関口としては、とてもさみしいので、バス会社さんに経済的な負荷がかかってくることになりましても、排気ガス対策は必要であると思います。軽井沢では、環境保全を謳っている企業の送迎バスが真っ黒い煙を出していたり、建設業では、経済的な負荷がかかるからなのでしょうが、古いトラックが真っ黒い排気ガスを出していたり、ものすごくイメージが悪いと思います。県から規制を仕掛けていけるとは限りませんが、排気ガスの臭いや黒い煙をそのままにしておくことは、イメージが悪いことだということを訴えていくことが、環境×社会であると思います。

平林議長

ということで、何かコメントがありますか。はい、鈴木課長。

鈴木環境政策課長

1点目の県民との意見交換の関係ですけれども、これまで2月から4月まで23回実施をしております、平均しますと1回だいたい30人くらいの規模かなと思います。

具体的には長野大学でゼミのみなさんとやったりですとか、高校のクラスで意見交換をしたり、実際に環境保全活動に取り組んでおりますブッポウソウの里の会とか天竜川臥龍プロジェクトの皆さん方とも意見交換をさせていただいております。

それから2点目、3点目のSDGs環境×教育ですとか、廃棄ガスとの関係ですけれども、それにつきましてはまた専門委員会の中で議論をしていきたいと思いますが、環境×教育については、例えば1の持続可能な社会を支える仕組みづくりの中での記載も考えられますし、排気ガスの関係は脱炭素社会の構築の中での記載も考えられますので、環境×経済・社会ではなくてこの環境そ

<p>平林議長</p>	<p>のものの取組としての記載ということもありますので、専門委員会の中で議論していきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。他いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。</p>
<p>司会</p>	<p>平林会長さん、委員の皆様ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の審議会を閉会させていただきます。</p> <p>次回の審議会は10月19日を予定しております。開催につきましては、改めてご案内いたします。</p> <p>それでは、お気をつけてお帰りください。</p>